

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)による持続的な感染が原因で、誰でも感染する可能性があります。HPVのほとんどが性交渉により感染し、多くの場合は自然に排除されますが、長期に渡り感染が続くと子宮頸がんを発症する可能性があります。

近年特に 20 代以降に発症が多いため、感染する可能性が低い10代前半に予防ワクチンを接種することで、子宮頸がんの発症をより効果的に予防できると考えられています。

ワクチンは筋肉内注射のため痛みを伴うことをご理解ください。ワクチンの情報や副反応等の情報は、このお知らせの裏面や同封のリーフレットでご確認いただき、不安や疑問があれば医師にご相談ください。

1 標準接種年齢

中学1年生に相当する年齢(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ)の女子



【QRコードより
目黒区ウェブサイトもご覧ください】

2 法定接種年齢

小学6年生～高校1年生に相当する年齢(平成20年4月2日～平成25年4月1日生まれ)の女子

※同封の予診票を使用し接種期間内に接種してください。(接種完了まで6か月程度かかりますのでご注意ください。)

区外に転出されたかたは、目黒区で交付した接種予診票は使用できませんので、転出先の自治体にお問い合わせください。

3 各ワクチンの特徴 「〇価」とは簡単に言うと「〇種類のタイプのウイルスを対象にしている」ということを表しています。

2価ワクチン(サーバリックス)	子宮頸がんを引き起こしやすいHPV16型・18型の感染を防ぐためのワクチン。子宮頸がんの原因の約50～70%を防ぐとされています。
4価ワクチン(ガーダシル)	子宮頸がんおよび尖圭コンジローマの原因となるHPV16型、18型、6型、11型の感染を予防するワクチン。効果は2価ワクチンと同程度です。
9価ワクチン(シルガード ^{ナイン} 9)	9つのHPV型の感染を予防し、子宮頸がんの原因のおよそ80～90%を防ぐ効果があるワクチン。感染予防効果は2価・4価ワクチンより高いとされています。

※HPVの感染を防ぐことで将来の子宮頸がんを予防できると期待されていますが、ワクチンでは防げないHPV感染もあります。20歳を超えたら早期発見のために子宮頸がん検診を受けましょう。

4 予防接種の進め方

これまでに1回も接種していないかた	同一ワクチンで3回接種します。どのワクチンを選択するかは医師に相談してください。接種完了まで6か月程度かかりますのでご注意ください。
これまでに1～2回接種しているかた	原則3回とも同一ワクチンで接種を完了させますが、接種医と相談の上、残りの接種に9価を選択することが可能です。
既に3回接種しているかた	子宮頸がん予防接種は完了していますので、新たに接種の必要はありません。

5 各ワクチンのスケジュール 原則同一ワクチンで接種を完了させます。

ワクチンの種類	回数	基本的なスケジュール	
		標準的な接種間隔	標準的な接種間隔で接種できない場合
2価ワクチン (サーバリックス)	3回	1回目	初回接種
		2回目	初回接種から1か月後 / 初回接種から1か月以上後
		3回目	初回接種から6か月後 / 初回接種から5か月以上かつ2回目接種から2か月半以上後
4価ワクチン (ガーダシル) 9価ワクチン※ (シルガード9)	3回	1回目	初回接種
		2回目	初回接種から2か月後 / 初回接種から1か月以上後
		3回目	初回接種から6か月後 / 2回目接種から3か月以上後

※次の場合は、9価ワクチン(シルガード9)の2回接種が可能です。

(1)15歳の誕生日の前日(15歳未満)までに1回目の接種が完了していること。

(2)初回から2回目の接種間隔が最低5か月以上であること。

※以前に接種歴があり、その当時使用していたワクチンが不明な場合は接種医にご相談ください。

標準的な接種間隔以上に期間があいた場合や、接種間隔にご不明な点がある場合は接種医にお問い合わせください。

6 異なるワクチン同士の接種間隔

HPVワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

7 予防接種を受ける場所

別紙一覧表にある医療機関で受けてください。

※目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

8 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(表面2)の期間内に接種を受けた場合は無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは有料になります。

9 予防接種を受けるときのご注意

(1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。

(2) このお知らせを読んでから、子宮頸がん予防ワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。(母子手帳の持参がない場合は予防接種済証の交付を受けてください。)なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。

10 予防接種を受けられないお子さん

(1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん

(3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん

(4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

※妊娠しているかた又はその可能性があるかたや授乳中のかたへの接種は、医師が可能と判断した場合にのみ行われます。

11 予防接種を受けた後は

(1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。

(2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。

(3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

12 予防接種の副反応について<*必ずお読みください>

注射部分の痛み、赤み、腫れ等の局所反応と、疲労感、筋肉痛、頭痛、腹痛、関節痛、じんましん、めまい、発熱、失神等の全身症状があります。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

重い副反応としては、まれに、ショック又はアナフィラキシー様症状(呼吸困難・じんましんなど)、ギラン・バレー症候群(両手・足の力の入りにくさなどの末梢神経の病気)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)(頭痛、嘔吐、意識低下などの脳や神経の病気)などがあらわれることがあります。接種後に体調の変化があった場合には、すぐに医師に相談してください。

※ワクチン接種後に痛みや不安のためと思われる血管迷走神経反射として失神(いわゆる脳貧血)があらわれることがあります。接種後に移動する時には保護者又は医療従事者に付き添ってもらい、接種後30分程度は体重を預けられるような場所に座るなどして様子を見るようにしてください。また、接種当日は、激しい運動は避け、接種部位を清潔に保ち、体調管理をしっかり行ってください。

13 健康被害救済制度について

予防接種の副反応により健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく補償が受けられます。具体的な補償内容は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料で、被害の程度に応じて定められています。ただし、被害が予防接種の結果か、予防接種以前・以後の感染等別の要因によるものかは、専門家の審査会で審議、認定されます。

また、任意接種(法定接種期間を外れる等)による健康被害の場合、補償は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づきますが、額は通常の補償よりも低く設定されています。給付申請の必要がある際は医師や感染症対策課にお問い合わせください。

14 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

お子さんの予防接種は、原則保護者の同伴が必要ですが、お子さんが13歳以上でHPV予防接種を受ける場合、保護者が同伴しなくても接種を受けることができます。諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。

委任状の用紙が必要な場合は、感染症対策課予防接種係へご連絡いただくか、下記の目黒区ウェブサイトよりダウンロードしてください。

<ウェブサイトのアドレス>

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/himonya/kusei/onlineservice/kodomoininjou.html>



【HP委任状(子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【感染症対策課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047